

湯浅町公営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例  
 湯浅町公営住宅設置及び管理条例（平成9年条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者資格)</p> <p><b>第6条</b> 町営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号及び第3号、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあっては第3号）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ）があること</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(入居者資格)</p> <p><b>第6条</b> 町営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号及び第3号、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあっては第3号）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ）があること。<b>ただし、単身入居を認める団地については、入居する住居面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）が55平方メートル以下とする。</b></p> <p>(2)～(5) (略)</p>